

新しい医療計画の実施に至るまでの今後のスケジュール（全体）

平成17年末（国）：新しい医療計画のモデルの作成と都道府県への周知

平成18年度（国）：保健医療提供体制整備交付金の創設に伴う予算事業の実施

※予算事業の実施に伴い、現状の把握、数値目標の設定、計画の立案、事業の実施そして政策の事後評価という一連の流れを確立する。

（国）：医療に関する基本方針（全国共通で把握すべき指標や国としての数値目標など）の提示
全国規模の医療機能調査の実施

（県）：都道府県において医療機能調査（全国共通と都道府県独自の指標）を実施

平成19年度（県）：医療機能調査の結果の公表・医療計画の立案作業の実施（数値目標の設定など）

（国）：全国の医療機能調査の結果を公表（全国平均の状況も合わせて公表）

平成20年度（県）：新しい医療計画の公表・実施（全国一斉施行（平成24年度に変更））

※すべての都道府県において、9事業に関する現状の把握、数値目標の設定、計画の立案、事業の実施そして政策の事後評価という一連の流れを確立する。（※基準病床数制度など従来の医療計画の内容については一斉に見直すことはしない。）

※地域の医療機能を随時更新し、住民・患者に最新の情報を提供できるようにするため、新しい医療計画制度では、都道府県が作成した医療計画を柔軟に見直すことができるものとする（医療法改正）。

各都道府県において新しい医療計画を作成する場合のスケジュール

【 留 意 点 】

- 今般の医療計画の見直しに当たっては、基準病床数制度など従来の医療計画の内容について、平成20年度から一斉に見直すことは考えていない。
- 一方で、9事業に関する現状の把握、数値目標の設定、計画の立案、事業の実施そして政策の事後評価という一連の流れについては、平成20年度にすべての都道府県において一斉に開始することとしている。

《医療計画の見直し時期に応じた柔軟な対応（方針）》

- ◇ 平成18年度に医療計画の見直し時期を迎える都道府県については、現段階でスケジュールを見直すことを求めることはしない。（→平成20年度において新たな医療計画の部分について一部修正を行っていただく予定）
- ◇ 平成19年度に医療計画の見直し時期を迎える都道府県については、「新しい医療計画の作成に向けた都道府県と国との懇談会」を通じ、平成20年度の新しい医療計画の一斉施行をにらんだ都道府県と国との積極的な意見交換を行う。（→平成19年度にこだわらず、1年遅らせて実施することも可能。一方で、既にスケジュールが固まっている場合は、平成19年度に見直し、平成20年度は一部修正によって対応することもできるものとする。）
- ◇ 平成20年度以降に医療計画の見直し時期を迎えるすべての都道府県については、新たな医療計画の内容について、既存の医療計画の一部修正を行っていただく予定。

(注) あくまでも厚生労働省において考えた作業スケジュールの一例であり、都道府県の自主性・裁量性を縛るものではない。

平成20年度の新たな医療計画制度の施行に向けた国・都道府県・医療関係者のスケジュール案（作業工程表）

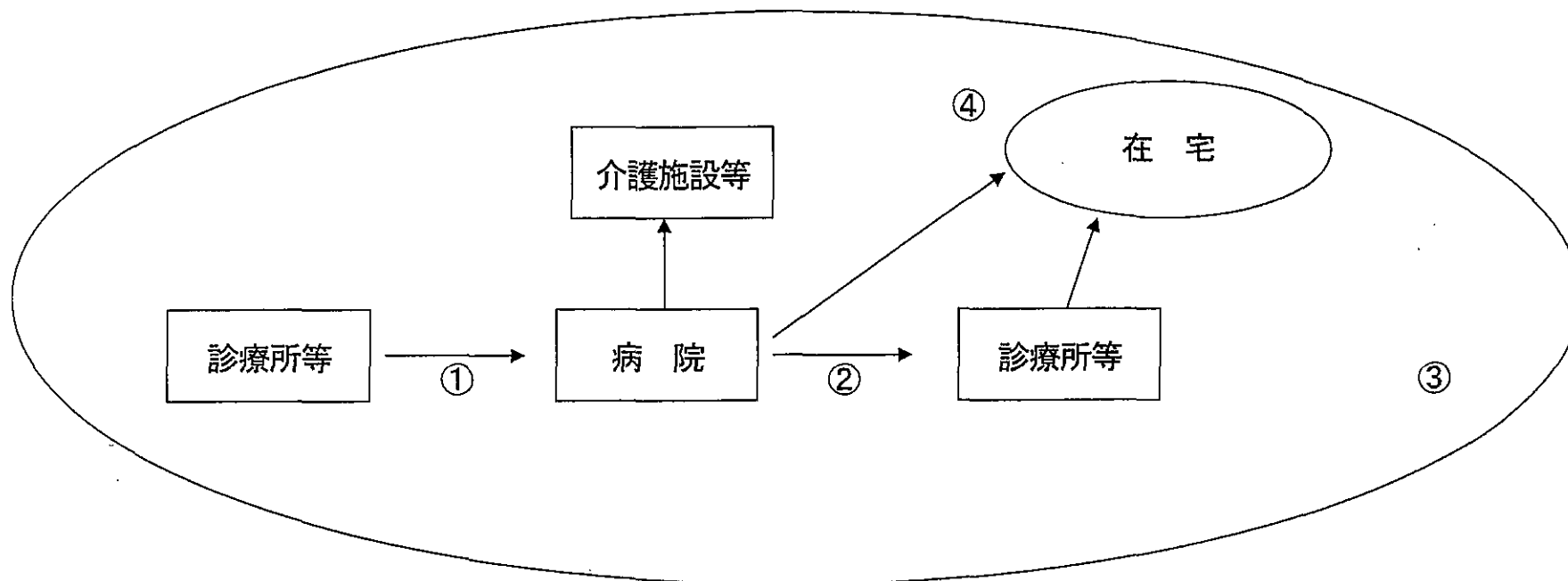
時期	国	都道府県	医療関係者
平成17年 12月	モデル医療計画の公表 新しい医療計画作成マニュアルの提示	医療機能調査に要する費用の検討	
平成18年 4月～	保健医療提供体制整備交付金の創設	交付金に基づく事業の実施	
初夏目途	医療機能調査のための指標の提示 全国的な数値目標の提示 全国規模の医療機能調査の実施	医療機能調査の開始（平成18年内） 事業ごとの医療連携体制の構築に向けて圏域ごとに医療関係者等による協議開始（※）	医療機能調査への協力 事業ごとの医療連携体制の構築に向けて、圏域ごとに議論
8～9月	法律改正後直ちに医療計画など関連の計画について都道府県の計画作成担当者の養成研修を開始（保健医療科学院）	保健医療科学院の養成研修に参加	

平成19年 初春目途	全国規模の医療機能調査結果とりまとめ	医療機能調査結果とりまとめ 過剰な医療機能や不足している医療機能の把握（医療機能の転換や不足している医療機能の充実などへの支援）	質の向上と効率的な医療提供体制に向けた検討
初夏目途	全国の医療機能調査結果の公表	事業ごとの医療連携体制についての協議終了（圏域ごと）	
初秋目途		医療計画に定める数値目標の設定及び達成方策の検討	
平成20年 初春目途		医療計画の見直し手続き ・都道府県医療審議会の諮問・答申	
4月		新たな医療計画制度の実施	

（※：従来の二次医療圏ごとの協議会の活用も視野に入れながら、事業ごとに望ましい圏域で検討。）

全国で行われている医療連携 の事例について

全国で行われている医療連携の事例（平成17年10月時点のとりまとめ）



- ① 診療所が中心となった医療連携を構築している事例
- ② 病院が中心になって医療連携を構築している事例
- ③ 病院・診療所・介護施設等の連携
- ④ 在宅医療を支える医療連携の事例
- ⑤ その他のシステム（計画中のものも含む）
- ⑥ その他（既に地域連携クリティカルパスを導入している事例等）

（注）資料は、直接若しくはインターネット・雑誌等の情報をもとに、事務局がとりまとめた暫定的なものであり、今後更に精査する予定

① 診療所が中心となった医療連携を構築している事例

➤ 地域医療連携システム (宮城県)

関連：古川市立病院

➤ 病診連携Wの会 (神奈川区他)

関連：済生会神奈川県病院

WAKATE→Double Doctor 病床確保

➤ 名古屋市医師会病院連携システム

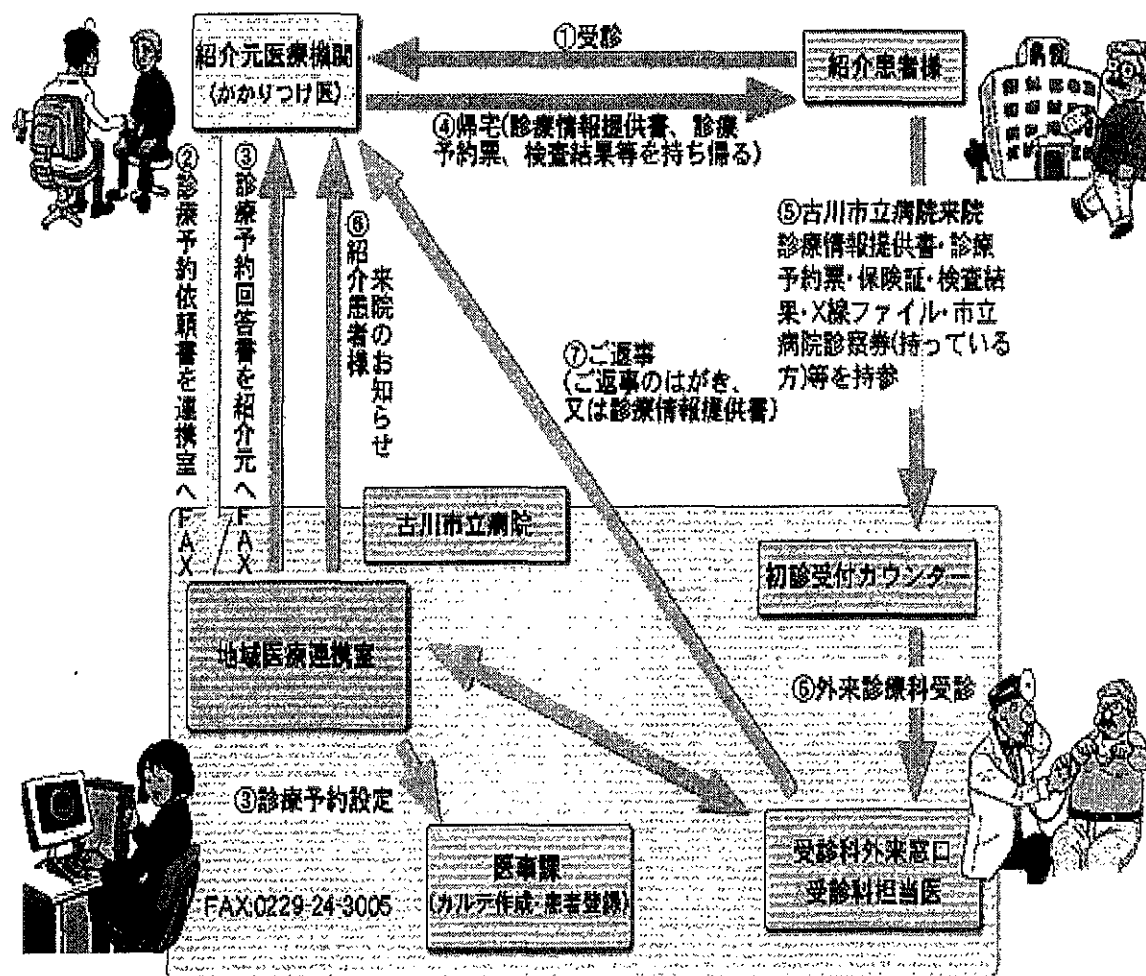
関連：名古屋第二赤十字病院

➤ オープンシステム (山口県)

関連：徳山医師会病院

自ら主治医・24時間入院体制

他多数



【出典】古川市立病院ホームページ 他

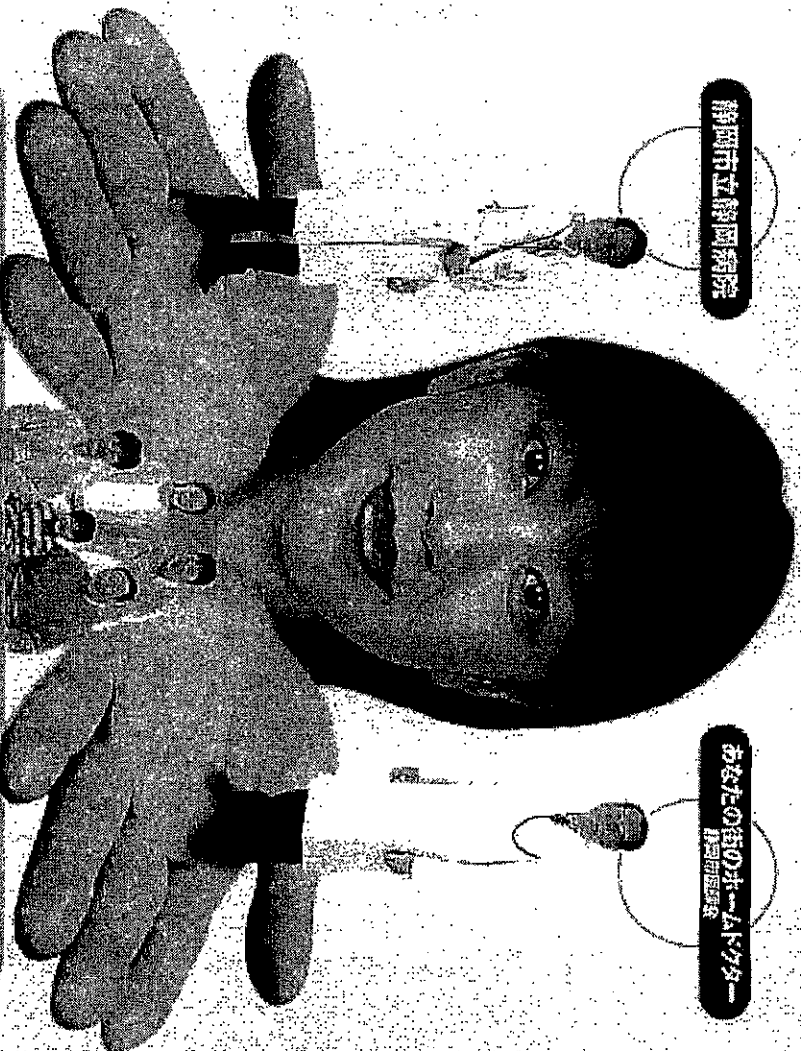
患者さん1人に2人の主治医。

病診連携「イーネット(医2ネット)」。

あなたの健康を2人の医師が見守る安心・最新の医療システムです。
イーネットは、新しい医療システム(病診連携)のこと。「医(岡)2人」によるネットワークというところから、このように命名しました。

静岡市立静岡病院

あなたの街のホームドクター
静岡市医師会



今までにない画期的な
医療システムのカタチ
【病診連携】

「イーネット」は、静岡市立静岡病院と、あなたの街のホームドクターが、最新の医療システム(病診連携)により、あなたの健康を2人の医師が見守る安心・最新の医療システムです。

静岡市立静岡病院と
ホームドクターが
医療情報を共有

この新しいシステムは、まず手始めに静岡市立静岡病院と、あなたの街のホームドクターの間で試みられています。病診連携により、あなたの健康を2人の医師が見守る安心・最新の医療システムです。

現在おかけの医師へお気軽にご相談ください。

詳しくは4面をご覧ください。

「病診連携」に詳しい情報を

糖尿病/心型肝臓/気管支喘息/虚血性心疾患/心房細動/脳梗塞/胆管癌/胆管形成/慢性腎不全/乳がん

詳しいお問い合わせ先

静岡市立静岡病院 静岡市医師会

TEL.054-253-3125

TEL.054-245-6136

➤ イーネット(医2ネット) 静岡市静岡医師会・静岡市立静岡病院

疾病別連携：糖尿病，C型肝炎，気管支喘息，虚血性心疾患・心房細動，脳梗塞，眼部腫瘍・眼形成，慢性腎不全，乳がん